

様式 9

「富士見市男女共同参画プラン（第4次）（案）」に対する意見募集の結果について

令和 3 年 3 月 1 5 日

人権・市民相談課

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。  
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	意見募集期間	令和 3 年 1 月 4 日（月）から 令和 3 年 2 月 3 日（水）まで	
2	意見の件数	35 件	
3	意見提出方法	ホームページ応募専用フォーム	11 人
		郵送	0 人
		ファクシミリ	1 人
		直接持参	1 人
4	反映状況	A 意見を反映し、案を修正したもの	15 件
		B 既に案で対応済みのもの	9 件
		C 今後の参考とするもの	11 件
		D その他	0 件

【募集意見】 (35 件)

No	意見概要	市の考え方	反映状況
1	ワークライフバランスを理解するための基本として、No.2「固定的な役割分担意識の解消等」は個人事業主も責務があるため、担当課に産業振興課を加えて欲しい。	具体的な取り組みNo.62（新No.63）「男女の固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について事業主等へ働きかけます。」について産業振興課を担当課として位置付けておりますので、今後も引き続き取り組んでまいります。	B
2	市民一人ひとりが（市職員も含め）、当事者意識をもって男女共同参画・ジェンダー平等について学び、具体的に自分の言葉で語り、学んだことを自分の実践にしていくことのできる対話型（参加型）の学習・研修の機会を採り入れてほしい。	本市では、市民ボランティアで構成される「男女共同参画推進会議」と市の協働で講演会・セミナーの企画・運営を行い、内容に応じて参加者が話し合う時間を設けたセミナーを開催しております。引き続き事業の PR を含め、内容の検討をしてまいります。	B

3	No.4「男女共同参画の図書を充実する」とあるが、図書館で男女共同参画の書籍を分かりやすく配置されるようになるのか。そこに市の取り組み等の資料やDVに関する資料も同時に見ることができると良いが、いかがか。例えば、駅に近いみずほ台コミュニティセンターの図書室の一区画に男女共同参画の図書や資料が置いてあるとよい。また、候補は鶴瀬西交流センターやピアザ☆ふじみなど。	書籍の展示については、男女共同参画週間及びDV（ドメスティック・バイオレンス）防止週間の期間に図書館において実施しております。また、公共施設にて、県や市町のチラシ等の設置を行っております。関連図書の展示については、スペース等の関係で常設することが困難な状況にあります。引き続き、公共施設を活用したより分かりやすい情報提供方法について、場所を含めて検討してまいります。	C
4	No.6「市の情報発信の際、男女共同参画の視点に配慮する（イラストカット及び表現等）」とありますが、「ふわっぴー」を使うことに違和感があります。ジェンダーに敏感であって欲しいのと、性別を男女で括りたくない方々に対しての配慮も必要だと思います。イラストカット等には多様性の視点から見ても市民が納得できるものを使用することです。SDGsで「だれ一人取り残さない」と掲載されているため。	市では、固定的な性別役割分担意識にとられないよう、男女共同参画の視点に配慮した情報発信を行ってまいります。ご意見として参考にさせていただきます。	C
5	「基本目標Ⅱ【主要課題1】施策の方向（1）（2）」において、ハラスメント解消にSOGIハラスメントを明記していただきたい。  (同様意見他 2件)	基本目標Ⅱの【主要課題3】施策の方向（1）多様な性への理解促進の中にあるように、性的マイノリティへの偏見をなくすための啓発と環境整備を進めて参ります。ご意見を踏まえ、SOGI（性的指向・性自認）に関するハラスメントについても記載します。	A
6	多様な性的指向・性自認などのアイデンティティを本人の了解を得ずに公にする「アウトティング」を防止するという文言を加えていただきたい。また、学校の現場でも具体的な配慮をしていただきたい。	No.18の各種ハラスメント防止のための意識啓発において取り組んでまいります。また、No.40の「性の多様性についての意識啓発」の取り組みにおいて、教育委員会とも連携してまいります。	C
7	【相談体制について】 電話対応に加えて、スマホ、パソコンによるEメール相談を開設し、市の広報誌等でも周知する。	Eメールでの相談については、主に埼玉県男女共同参画推進センターのインターネット相談をご案内しています。その他、法務省インターネット人権相談等もありますので、様々な相談先についてホームページや広報等で、今後も周知をしてまいります。	C
8	多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成について 「性的指向・性自認」（SOGI＝ソジ）という概念は、性的マイノリティでない人も含み、すべての人が対象になるということが、より分かる表現にしたほうが良い。SOGIに関するハラスメントは性的マイノリティだけでなく異性愛者にも起こり得る。	ご意見を踏まえ、「性的指向・性自認」（SOGI＝ソジ）について、性的マイノリティだけでなくすべての人が対象であることが分かるよう、記載します。	A
9	No.40「性別に起因する偏見や固定観念等による性的マイノリティへの理解」は事業者の責務でもあるので、担当課に産業振興課を加えていただきたい。仕事をする上でも取引関係との理解が大事である。	ご意見を踏まえ、No.40の取り組みについて「市内事業者向けの周知」を加え、担当課に「産業振興課」を追加して記載します。	A

10	小・中学校教職員に、多様な性について研修を行うとあるが、その先に中学生及び小学生にも多様な性について教育する機会を検討いただきたい。また、学生や企業向け、地域の教員、その他大人向けセミナーなど開催してはどうか。	No.40 の具体的な取り組みに基づき、児童・生徒への教育について、実施に向けて取り組みを進めてまいります。市民向けの啓発については、男女共同参画セミナーの中で、LGBT 等について取り上げるなど、性的マイノリティへの理解促進に取り組んでおります。	B
11	性の多様性の教育がしっかりされていないために、LGBT 当事者が心無い扱いを受けることがある。性の多様性について、自我が形成される小学校からの教育は必須だが、その親世代の理解も同様に必須である。	No.40 の具体的な取り組みに基づき、児童・生徒への教育について、実施に向けて取り組みを進めてまいります。市民向けの啓発については、男女共同参画セミナーの中で、LGBT 等について取り上げるなど、性的マイノリティへの理解促進に取り組んでおります。	B
12	「パートナーシップ制度」について、明確に記載をお願いします。制度導入に伴い実施される施策についても言及をお願いします。  (同様意見他 4 件)	ご意見を踏まえ、パートナーシップ制度の導入に向けた取り組みを進めていくことを記載します。具体的な取り組みについても併せて検討していきます。	A
13	市としてのシェルター確保は考えているか。	被害者への支援として、安全の確保や自立に向けての支援等を行ってまいります。	C
14	【市政への男女共同参画について】国の方針に合わせて、「各種審議会等の女性委員の割合」の目標を令和 7 年度に 50%、「市役所の管理職員の女性職員の割合」の目標を令和 7 年度に 30%にそれぞれ引き上げて、施策の率先垂範に努める。	最終的な目標は、男女ほぼ同数と考えておりますが、現状値や計画期間において実現できる可能性を勘案した上で、目標値を設定しました。引き続き市の審議会及び市役所管理職の女性の登用を積極的に行ってまいります。	C
15	No.57 (新No.58) の具体的な取り組みが「男女」のセット、「男女」の「夫婦」というものが「家庭」や「家族」の基本形・単位のように考えられている部分があると感じる。多様な「家庭」「家族」像、「家庭」「家族」理解をもった施策の方向性を明記し、具体的な取り組みを目指していただきたい。	市として多様な家族形態があることを念頭に、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、引き続きプランに基づき取り組みを進めてまいります。	C
16	具体的な取り組みNo.59～63 (新No.60～64) 雇用の場における環境改善が重要であり、事業主への働きかけを積極的にお願いしたい。県の認定を受けた企業の紹介のみならず、市内の企業において、女性が生き生きと働いている職場等を紹介したらいかがか。	ご意見のとおり、「県の認定を受けた」を削除し、女性が活躍している事業所等についても紹介するなど検討してまいります。また、プランに基づき、引き続き事業主への環境改善を働きかけてまいります。	A
17	具体的な取り組みNo.68～73 (新No.69～74) 市の男性職員の育休取得が進んだことは評価したい。さらに進めるためには、代替職員を配置するなど、職場環境の整備が急がれる。ワークライフバランスの推進は、男女共同参画プランの最重要課題であり、市内事業所はもとより、市が先頭に立って進めていただきたい。	具体的な取り組みNo.68～73 (新No.69～74) で挙げているとおり、引き続き職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上や、「富士見市特定事業主行動計画」に基づく意識啓発・環境整備(育休中の職員が所属する部署に対して、仕事の分担の見直しや、必要に応じて職員の配置を検討する等)を進めてまいります。	B

18	<p>具体的な取り組みNo.80、82（新No.81、83）</p> <p>子育て中の保護者や様々な難しさを抱えた子どもに対する地域・社会の理解や意識啓発について具体的な取り組みを検討いただきたい。行政・教育・福祉関係者だけではなく、地域・社会全体で子育てについて理解し、支援していくことができる地域・社会づくりの推進に期待する。</p>	<p>子どもに係る個々の計画に基づき、関係部署との連携のもと、引き続き地域で支える子育てを推進してまいります。</p>	C
19	<p>No.94（新No.95）「富士見市市民人材バンクや富士見市ボランティアセンター等への登録を促進する」とありますが、男女共同参画の視点をもった登録の実効性があるのでしょうか。具体的にどのようにする予定か。</p>	<p>男女ともに地域での活躍の場を設けることが、男女共同参画の視点から重要であると考え、今後も取り組んでまいります。</p>	B
20	<p>【地域における男女共同参画のまちづくりについて】市民の関心が高い防災・防犯・安心問題や、環境問題の項目に関しては、「男女共同参画を推進・支援する」内容を具体的に明示してほしい。現に推進・支援している事業やモデル事業などを紹介し、市民からアイデアを募集する方法も検討する。</p>	<p>市防災計画を始め、各計画において具体化されていくものと考えます。あらゆる分野において、各課連携のもと、男女共同参画の視点を持って取り組みが行えるよう、今後も推進してまいります。</p>	B
21	<p>地域のコミュニティ活動、ボランティア活動をしている団体などに積極的に働きかけて、官民連携、意見交流の輪を広げ、地域施策の推進に役立ててほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、市・市民・事業者・教育に携わる人などあらゆる分野との相互連携が大切であると考えております。連携の仕方や交流の場の設定について、研究してまいります。</p>	C
22	<p>【主要課題について】</p> <p>「具体的施策」100項目が提示されているが、このうち第4次から取り組む新規施策、市の独自施策はどの項目か。また、長期プランのため、コロナ危機や働き方改革など想定外の生活環境の変化に対応するため、中間点検を行い、施策の補強、到達点の確認を行い、実効性のあるプランに修正するのが望ましい。</p>	<p>「多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成」を新たな主要課題としておりますので、多様な性の理解促進に向けた取り組みについて「新規」と表示いたします。また、本プランはDV防止法に基づく「市DV防止基本計画」の位置づけに加え、新たに女性活躍推進計画に基づく「市女性活躍推進計画」としても位置づけました。</p> <p>プランの見直しについては、中間年に当たる令和7年度に実施します。</p>	A
23	<p>全体的に、啓発、情報提供等々が多いが、具体的な取り組み方策が見られない。困難な事業があると思うが、具体的にお示しを頂きたい。</p>	<p>プランの中で「具体的な取り組み」及び「評価指標」として掲載しております。また、これらに基づき年次報告書を作成し、公表しております。今後も目標達成に向けて、着実に取り組んでまいります。</p>	B
24	<p>P5 6 計画の推進体制について。(1)富士見市男女共同参画社会確立協議会について、「進捗状況を点検・評価を行う」となっていますが、その後、年次報告として公表する必要があると思うので、「公表する」と明記してほしい。</p>	<p>P5 6 (1)の男女共同参画社会確立協議会の「～プランの進捗状況の点検・評価を行い、年次報告書を作成します。」とあるのを、「年次報告書を作成します」を削除し、(2)の富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議の説明に「また、年次報告書を作成し公表します。」のように修正いたします。</p>	A

25	P16 3 男女共同参画プラン（第3次）の評価について、「2010年～2020年」と時期を記載してほしい。	期間が分かるように記載します。	A
26	掲載形式の年号と元号の併記について、すべて統一してほしい。 P20 令和元（2019）年 P30 令和元（2019）年 P35 平成30（2018）年、令和元（2019）年 P36 平成30（2018）年 P37 平成9（1997）年 令和元（2019）年 平成28（2016）年	ご意見のとおり、年号と元号を併記いたします。	A
27	「保育施設の整備・充実」等の施策として「保育士の養成校」、新型変異種ウイルスや災害対応に備えて「看護師、検査師、保健師、栄養士の養成校」、男女ともに法律・法規を学べる「司法書士・行政書士の養成校」、「専修学校」、「職業訓練校」等について、富士見市への招致を推進していただきたい。男女共同参画社会の構築・生涯学習推進・青少年健全育成に有効であると考えている。	ご意見として、今後の取り組みの参考にさせていただきます。	C
28	「男女」ということについて。「男女」の平等、共同という視点では、LGBTをはじめとする性的マイノリティの当事者にとっては、そのどちらかの性に自身のジェンダーをあてはめなければいけないと感じる枠組みだと考える。プラン及び条例において「ジェンダー平等」の視点を具体的に取り入れた条文の追加・改正を検討いただきたい。	現段階では、国・県も「男女共同参画」という言葉を使用しており、市としても性的マイノリティを含めたジェンダー平等の視点に立ちつつ、男女共同参画の施策を進めてまいります。条例等については、国・県及び他自治体の動向を見つつ、今後の検討課題とさせていただきます。	C
29	国の第5次男女共同参画基本計画が、令和2年度末に閣議決定される以前に、市計画の策定作業がされたので致し方ないが、国の計画にSOGI関連の内容が初めて盛り込まれたことを受け、市の計画策定の前提として、第一章の「策定の基本的視点」にて「SOGIの視点も含まれる」ことの記載を検討いただきたい。	「SOGI」に関しましては、本編の基本目標Ⅱの主要課題及び施策の方向の中に記載しています。今後も性的指向・性自認についての啓発を進めてまいります。	B